

第2回長崎大学における感染症研究拠点整備に関する 地域連絡協議会議事要旨

- 1 日時 平成28年6月2日(木) 10:00~12:15
- 2 場所 長崎大学グローバルヘルス研究棟大セミナー室(1階)
- 3 出席者数 24名 調(議長)、山下(副議長)、石田、北島、久米、道津(谷口副会長代理出席)、松尾(寿)、松尾(勵)、山口、原、神田、木須、寺井、藤原、泉川、里、鈴木、福岡、宮崎、村田、原田、高木、森田、早坂の各委員
- 4 欠席者数 2名 江村、蒔本の各委員
- 5 オブザーバー
小林秀幸(文部科学省研究振興局先端医科学研究企画官)
- 6 事務局(長崎大学)
安田二郎(熱帯医学研究所教授)、嶋野武志(産学官連携戦略本部教授)、阿南圭一(研究国際部研究企画課長)

事務局から、今回の会議は、委員からの意見を踏まえ、「(1)前回会議での指摘事項について」の説明に加えて、「(2)意見交換」以降についても報道関係者を含む傍聴者に公開するが、「(2)意見交換」以降については撮影禁止とする旨の説明があった。

また、前回の会議を欠席した北島委員から自己紹介があった後、調議長から、道津委員の代理として谷口山里中央自治会副会長が代理出席することを議長権限で許可していること、及びオブザーバーとして文部科学省から小林企画官が列席していることの紹介があった。

(以下、○は自治会長、△は地域住民、□は学識経験者、☆は行政、★は長崎大学、◇は文部科学省の発言)

7 議事

委員より、個別の議事に入る前に2点議論したいことがある、との申し出があり、調議長が口頭説明を求めた。

△提案が2つある。①議事の公開・非公開について、今回、「(2)意見交換」以降は撮影禁止との説明があったが、一度もそういう議論をしたことがない。住民の運命に関わることを話す場であり、住民から離れた場で議論すべきではない。完全公開は当たり前であり、今回から撮影を許可していただきたい。

次に、②本協議会の位置付けについてであるが、長崎大学は、本協議会を開催して安全・安心について議論し、安全・安心を確保すると言いながら、まだ結論が出ていない段階で、来年度の予算要求や施設設計の準備を進めているはずである。本協議会を開催しながら既成事実を作っていくのではないかとの危惧があるので、本協議会での決着がつくまでは坂本設置に向けての活動は中止すべきである。

★①について、前回は、事前のアンケートで相当数の委員が討議については非公開を希望されたため、冒頭から事務局説明までを公開で行った。今回のアンケートでは、非公開を希望された委員は減少したが、依然として撮影禁止という条件での公開を希望された委員がいたため、委員のご意向を尊重して決定したものである。次回以降につ

いても委員のご意見を尊重しながら決定したいと考えているが、録音については禁止している訳でもなく、記者等の傍聴も許可しており、公開性は十分保たれているものとする。

②の本協議会の位置付けについては、委員にご就任前に説明し、納得した上で委員の委嘱をお受けいただいたものと考えている。本協議会は、安全・安心の確保や情報提供のあり方について協議を行うことを目的としており、何かを決める場ではない。本協議会の上には長崎県、長崎市、本学による三者連絡協議会があり、本協議会の協議内容を三者連絡協議会に上げることを想定している。しかし、三者連絡協議会も設置の可否を決定する場ではなく、設置の可否については、住民や地元自治体、大学等の状況を総合的に判断しなければならないと考えている。

△私も本協議会で何かを決めるとは思っていない。計画に我々の意見を反映させることが重要である。私は本協議会の趣旨に納得して公募委員に応募したので、先ほどの提案は理解できない。

★答えられない疑問が山積みそのまま大学だけが先に進むということは考えていない。是非、色々なご意見をいただき理解を深めていきたい。

□有識者会議の論点整理にも「歩きながら考える」とある。必要に応じて協議内容を三者連絡協議会に報告し、その意見をどう反映したか、その結果を本協議会に報告してもらうことにすればよいのではないか。

△本協議会での意見を三者連絡協議会に上げることを想定しているのか。

★本協議会の協議内容を三者連絡協議会に上げることは想定している。(注:「長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会規約第3条」参照)

△本協議会での意見を三者連絡協議会に上げることを想定している、ということであれば、本協議会としての意見を取りまとめることがある、ということになるのではないか。

△そういうことではないことは、皆さん理解しているのではないか。

★「取りまとめ」という表現の趣旨がよく理解できないが、本協議会での協議内容を三者連絡協議会に報告し、何をなすべきか三者連絡協議会で協議することになる。本協議会で意見を取りまとめて、「こう決まりました」と三者連絡協議会に報告することは想定していない。

△個別の意見を上げるということか。

○本協議会が議決機関であるということであれば大変な問題であり、本協議会の委員になること自体から再検討を要する。少なくとも私の意見は自治会を代表する意見ではない。本協議会は色々な問題について協議し、その意見を今後の検討に反映してもらうものであり、少数意見を切るということではないのではないか。

△「地域連絡協議会」という名称になっているが、住民の意見を反映する協議会ではなくて、何のための地域連絡協議会なのか。有識者会議みたいな立場で発言するのか。

★本協議会は地域の方々が抱えているご意見やご不安などをお聞きして、本学の考え方を示しながら協議を行いたい、ということで設置したものである。したがって、本協議会が地域との協議会ではない、という発言の理由が理解できない。

△個人的な意見しか述べないのであれば、広く住民の意見を反映したものにならないのではないか。地域連絡協議会とは言えない。

★様々な立場の方に委員をお願いしているが、その立場でのご意見を求めるものではなく、そういう立場にある方の個人のご意見をお聞きしたいということで設置したものである。

□前回、有識者会議の議論のポイントを説明した方がよいのではないか、との意見を述べた。有識者会議で「地域との共生」についても議論を行い、残された課題の一つになっており、その流れの中で本協議会が設置されたものであると考えて。本協議会で疑問、質問や意見等をお互いに出し協議することで、より課題が明確になっていくものであると考えてるので、そろそろ具体的な議論に入った方がよいのではないか。

★色々なご意見もあるかと思うが、前回の会議でのご指摘を受けて本学が作成した資料について説明を行った上で、それでも疑義があれば再度議論することとしたい。

△最後に、自治会によっては住民の意見を反映した意見を述べられないのであれば、本協議会は住民の運命に関することが協議される場であり、住民にはその内容を知る権利があると思うので、制限を付けない完全情報公開をお願いしたい。

★議事の公開・非公開については先ほど説明したので、今回は、討議以降も公開するが、討議部分の撮影は禁止させていただく。

△今回までは、既に決まっているとおり撮影禁止として議事を進行していただきたい。先ほど地域住民の意見の集約という議論があったが、自治会の加入率は低く、その中で民意を汲む方法はないというのが現状である。私の自治会でも加入率は1/4程度であり、地域を代表しての意見を言うことはできない。また、撮影禁止であっても傍聴はできるので、公開の制限については問題ないとする。

(1) 前回会議での指摘事項について

事務局から、前回の協議会において委員から指摘があった内容について、資料3-1、3-2、3-3に基づき説明があった。

(2) 意見交換（以降、撮影禁止）

事務局から説明があった「前回会議での指摘事項」について、大略次のとおり意見交換が行われた。

△資料3-1のP9の「病原体所持の許認可」に関する質問であるが、ペスト菌・炭疽菌などの「一定の許可要件」は厳しいものではないかと考える。学術的に興味があり、ちょっと扱ってみたいというレベルで許可されるものではなく、きちんとした研究計画があつてはじめて許可されるものではないかと考えるが、どうか。

★二種病原体等の所持の許可要件は感染症法で決まっており、その基準を満たす施設、実験責任者でないと取り扱えないことになっている。

★許可を受ける際には厚生労働省による立入検査が行われる。また、許可を受けて所持している間についても定期的に立入検査が行われるなど、感染症法で厳しく制限されている。

★感染症法の規定により、このような疾患の患者が発生した場合、国へ届け出るようなシステムになっている。

△前回の質問については、丁寧に説明していただき、ありがたい。疑問点については理解することができた。

本日の資料を拝見し、追加で質問したい。資料3-1のP14の「地震や火災など災害発生時の対応」の④について、脱いだ防護服は常に廃棄されるのか。焼却は考えていないのか。

★災害が起こった際は、緊急退避用のルートが確保されており、実験室から防護服を着たまま出て、緊急退避室で薬液シャワーを浴び、防護服を脱いでBSL-4区域から

脱出することになる。防護服は、BSL-4 区域内の緊急退避室に置いたまま脱出するので、BSL-4 区域外へは出ない。施設の機能が回復した後、外へ出す場合にはオートクレーブで滅菌後廃棄する。

△防護服を脱いだ時、ビニール袋に入れる時、戻った時などに菌が残っていないか、建物の亀裂や倒壊の可能性はないかなど、心配である。

★防護服は BSL-4 区域内で脱ぐことになる。施設の機能回復後に通常の防護服を着た状態で回収され、施設外に出す場合には高圧蒸気滅菌で完全に滅菌処理した後に専門の業者に引き取られる。

□手動で薬液シャワーを浴びた際の滅菌率は、何%ぐらいなのか。

★手動の場合でも、通常の機械式の薬液シャワーと同じである。

□施設の必要性について意見を述べるつもりで参加したが、既にその問題は済んでおり、安全性と市民の理解が論点になっていると感じたので、意見を二つ述べたい。

①安全性について、有り得るリスクを挙げてその対策を説明したほうが市民の理解を得やすいのではないかとと思われるので、検証をお願いしたい。②市民の理解について、説明会等を行っていても、市民の理解がなかなか広がらないという側面があるようなので、これからどのようにして市民の理解を得ようとしているのか、今後の考え方を教えていただきたい。

★施設の必要性については今日の論点ではなかったが、議論をさえぎるものではないので、議論したいと思っている。

安全性については、所々で説明しているつもりであるが、場合分けをしたものを、次回提示したい。

市民の理解については、本協議会の委員を中心とした BSL-3 施設の見学会や、子供向けのイベントを企画したいと考えている。また、説明会や講演会については、今後も引き続き企画する予定であるので、開催希望があればお知らせ願いたい。

△資料 3-1 の P26 に記載してある住民説明会や市民公開講座の参加人数を教えてください。また、昨年 8 月 1 日の説明会の参加者 60 名はちょっと少ないのではないかと。坂本周辺の住民に向けての説明には力が入っているが、市全体に向けての広報は少し不足しているように感じる。今後は広報活動をもっと充実してほしい。

★住民説明会や市民公開講座の参加人数には、ばらつきがある。今後も意見をいただきながら工夫して開催したいと考えている。昨年 4 月～5 月の企画展（感染症とたたかう長崎大学展）の来場者は確か 2,000 人程度であったと記憶している。

□何点かお聞きしたい。①過去、海外ではどのような深刻な事故の事例があったのか。

②厚生労働省は規制と推進の両方をやっている。原子力では、規制と推進の分離がなされているが、厚生労働省のスタンスを確認したい。③住民説明会は、開催回数や参加人数が多ければいいというものではない。どのような意見があり、どのような対応をとったのかが重要である。これまでの取組みについて、どのような効果があり、どのように施設計画に反映させたのか。④テロや内部犯罪について、作業員の適性確認のための身元確認をどう行うのか。⑤テキサス大学ガルベトン校の地域連絡協議会 (CLC)、地域諮問委員会 (CAB) について、どのように運営され、どのような効果があったのか教えていただきたい。

★BSL-4 施設の過去の重大な事故の事例については、実験者の針刺し事故のみである。アメリカ、イギリス、ロシア、ドイツの 4 件であり、ドイツの事例では後に、当該

実験者に感染していないことが明らかになっている。ロシアの方は亡くなっており、アメリカ、イギリスの方は回復した。重要なのは、他の人にうつさないことであり、感染した実験者は直ちに隔離され、他者への感染は起きていない。また、施設からの病原体の漏出事故は1件も起きていない。

★厚生労働省の対応については、万が一の際に国立感染症研究所とともに、技術的支援を行うこととなっている。一方で、規制当局の立場から、規制もしっかりやるということである。国の検討委員会においても、施設で事故が起きた場合の対応等について厚生労働省等と検討を行っている。

テロへの対応については、資料3-3の補足説明のP12にも記載しているが、テロが発生しないように予防策を多重に措置することが重要であると考えている。警察、消防、国との連携については、現在検討中である。

テキサス大学ガルベストーン校の地域連絡協議会(CLC)、地域諮問委員会(CAB)については、参考資料集の通し番号P457にその概要を記載している。約一年前にテキサス大学のホームページから得られた情報なので、あらためて確認してお答えしたい。

△①参考資料集の通し番号P30に「施設建設費80億円」と書いてあるが、通し番号P52に「安全性を十分に担保する施設の建設には100億円～数百億円が必要である」と書いてある。長崎大学の建設費80億円はどのくらいまでを網羅しているのか。また、施設を造ること自体はよいことであると考えているが、安全面に対する懸念は拭いきれないので、坂本以外の新しい土地を検討することが可能なのかについてもお答えいただきたい。

②私は直ぐ近くに住む住民として公募委員に応募したが、かつて説明会にも参加し、知らないからこそ勉強もした。一生懸命説明し、住民の理解を得て設置したいという長崎大学の真剣な熱意もわかる。命にかかわる大事なことであるため、本日、沢山の方が傍聴に来ている。地域の代表委員は、個人の意見だけを述べるのではなく、住民への責任があることを忘れないでいただきたい。

★委員のご努力・ご決意については感謝申し上げたい。是非、他の委員もご発言をお願いしたいが、不安や疑問等を出していただき、それに回答するという形式で会を進行しているため、今のところ不安等をお持ちでない方の発言は少なくなっているものと思われる。

P30の資料は本学が作成したものであるが、P52の資料は日本学術会議が作成したものである。建設費については、国の厳しい財政事情もあり、仮に造れるとしても、成果を出すとともに、安全確保を犠牲にしないという大前提の下、必要最小限のものにせざるを得ないようだ。設置場所については、第2回三者連絡協議会で検討した際に作成した比較検討表があるので、次回説明したい。

★最後に、小林企画官から何かあればお願いしたい。

◇予算については、安全性をないがしろにするということはない。適正な規模で世界最高水準の安全性の確保を行いたい。最初のほうで設置ありきで進めているのではないかという趣旨のご指摘を受けたが、国の立場としては、住民の皆さんの理解が大前提と考えている。5月12日に国会の衆議院の委員会においてBSL-4施設に関して質疑があった。その際、感染症に関する研究を推進して、治療、診断、ワクチン開発等を推進することは極めて重要である、という国の認識を答弁している。また、

施設の建設については、住民の皆さんの理解が大前提であるということ、またその必要性及び安全性などについて、住民の皆様にご誠心誠意説明を行い、信頼関係を確立していくことも重要であるという認識を答弁している。

先ほど指摘のあった規制と推進の分離という点に関して、国立感染症研究所村山庁舎の BSL-4 施設に対する管理については、建物の運営と規制の部門が厚生労働省内で分かれている。長崎大学の BSL-4 施設に対しては、厚生労働省には規制当局として厳しく指導していく観点から議論をしていただいている。

今日の議論の経過は持ち帰って共有したい。

△今日出された資料に議論が沢山あったので、ここにある議題については議論終わり、ということはないか。

□質問したいことがあるが出来なかったので、会議外で質問を受け付けてもらえるか。

★この会議終了後、期限を設けて委員からのご質問を受け付けたい。また、次回は、本日の続きの議論と国における検討状況について説明できる範囲で説明したい。

△質問に根拠資料を添付してもよいか。また、施設規模については、必要最小限のものにせざるを得ないという話があったが、それで世界の感染症研究拠点になれるのか。

★世界には 50 か所以上の BSL-4 施設があり、その中には様々な規模の施設がある。長崎大学が計画している施設は、機器等を含むと 80 億円くらいの規模になるが、世界と十分に伍していけるレベルの研究施設である。

(3) その他

① 熱帯医学研究所の BSL-3 施設の見学について

調議長から、熱帯医学研究所の BSL-3 施設の見学については、別途ご案内したい旨の報告があった。

② 次回の会議の公開・非公開について

調議長から、議事の公開・非公開については、今回同様、アンケートにより委員のご意見を聞いて、最終的な判断は事務局に一任願いたい旨の依頼があった。

③ 次回の開催日時について

事務局から、各委員のご都合を聞いた結果、6 月 30 日(木)17 時～19 時で開催したい旨の提案があり、異議なく了承された。

以 上